

# 令和5年9月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第40号 亀山市営住宅条例の一部を改正する条例・・・	1
議案第41号 亀山市火災予防条例の一部を改正する条例・・・	2

件 名	亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	建 設 部 建築住宅課
-----	--------------------	----------------

### 1 制定・改廃の背景と趣旨

亀山市公営住宅等長寿命化計画において、耐用年数が経過し、老朽化が著しいことから用途廃止とする判定を行った市営住宅について、入居者の退去が完了したことから、これらの住宅の用途を廃止するため、所要の改正を行います。

### 2 改正内容

昭和38年度建設の亀田（尾崎）住宅、昭和39年度建設の和田住宅、昭和40年度建設の和田住宅及び昭和41年度建設の和田住宅について用途を廃止することから、これらの住宅の名称、位置等を定める規定を削除します。

＜別表第1関係＞

建設年度	名称	位置	構造	戸数
昭和38年度	亀田（尾崎）住宅	亀田町5番地	簡易耐火平家	4
昭和39年度	和田住宅	和田町1320番地3	簡易耐火平家	18
昭和40年度	和田住宅	和田町1320番地3	簡易耐火平家	16
昭和41年度	和田住宅	和田町1320番地3	簡易耐火平家	28

### 3 その他

施行日は、公布の日とします。

件名	亀山市火災予防条例の一部を改正する条例	消防本部 予 防 課
----	---------------------	---------------

## 1 制定・改廃の背景と趣旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）等の一部が改正され、蓄電池設備に関する基準が見直されたことなどから、所要の改正を行うものです。

## 2 改正内容

(1) キュービクル式の変電設備について適用していた建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこととする位置の基準は、キュービクル式以外の変電設備についても適用します。

＜第17条関係＞

(2) 蓄電池設備に関する基準を次のとおり見直します。

＜第17条の2及び第19条関係＞

ア この条例の対象となる蓄電池設備を次のとおり改正します。

改正前	4, 800アンペアアワー・セル未満のものを除く蓄電池設備
改正後	10キロワット時以下のもの及び10キロワット時を超え20キロワット時以下のもの（消防庁長官が定める基準に定めるものに限る。）を除く蓄電池設備

※基準の単位は、アンペアアワー・セルからキロワット時に改めます。

(参考) 蓄電池の種類別アンペアアワー・セルーキロワット時換算表

蓄電池の種類	アンペアアワー・セル	キロワット時
鉛蓄電池（2ボルト）	4, 800	9. 6
ニッケル水素電池（1. 2ボルト）	4, 800	5. 76
リチウムイオン電池（3. 7ボルト）	4, 800	17. 76

※（ ）は、公称電圧

イ アルカリ蓄電池について適用していた耐酸性の床上等に設けなくてもよいこととする管理の基準は、開放形鉛蓄電池を用いたもの以外の蓄電池設備についても適用します。

ウ 屋外に設ける蓄電池設備の構造は、雨水等の侵入防止措置が講じられ

た<sup>きょう</sup>筐体に収められたものであれば、キュービクル式のものでなくてもよいこととします。

エ 屋外に設ける蓄電池設備は、原則として建築物から3メートル以上の距離を保つ位置に設ける必要がありますが、当該位置の基準の対象とならないものに消防庁長官が定める基準に定めるものを追加します。

(3) 火を使用する設備等の設置に係る届出の対象から、蓄電池容量が20キロワット時以下の蓄電池設備を除きます。 <第64条関係>

(4) 固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を新たに定めます。

<別表第1関係>

### 3 その他

(1) 施行日は、令和6年1月1日とします。

(2) この条例の施行の際現に設置されている、又は設置の工事中である燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の亀山市火災予防条例（以下「新条例」といいます。）に規定する蓄電池設備（新条例に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、現に設置されているもの等を除きます。）のうち、新条例の位置の基準に適合しないものについては、なお従前の例による経過措置を設けます。

(3) この条例の施行の際現に設置され、又は工事がされている新条例に規定する蓄電池設備（新条例に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、現に設置されているもの等を除きます。）のうち、新条例の構造及び管理の基準に適合しないものについては、なお従前の例による経過措置を設けます。

(4) 新条例に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、新条例の構造及び管理の基準に適合しないものについては、当該基準を適用しないとする経過措置を設けます。